

## 「四国中央市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」新旧対照表

改正前	改正後（※改正部分赤字）
<p data-bbox="203 217 719 240">四国中央市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱</p> <p data-bbox="882 264 1120 336">平成 29 年 2 月 21 日 告示第 10 号</p> <p data-bbox="174 360 237 384">（趣旨）</p> <p data-bbox="141 408 1126 624">第 1 条 この告示は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="174 647 237 671">（定義）</p> <p data-bbox="141 695 1126 863">第 2 条 この告示において使用する用語の意義は、法、政令、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 196 号）及び地域支援事業実施要綱（地域支援事業の実施について（平成 18 年 6 月 9 日付け老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知。以下「実施要綱」という。）別紙）において使用する用語の例による。</p> <p data-bbox="174 887 344 911">（総合事業の内容）</p> <p data-bbox="141 935 1126 1007">第 3 条 市長は、総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p data-bbox="174 1031 1126 1102">(1) 訪問型サービス（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業をいう。以下同じ。）</p> <p data-bbox="197 1126 1126 1445">ア 国の基準による訪問型サービス（第 1 号訪問事業のうち、省令第 140 条の 63 の 6 第 1 号に該当するものとして介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）第 5 条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に定める旧介護予防訪問介護に係る基準及び介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成 3 年厚生労働省令第 71 号。以下「総合事業指定基準告示」とい</p>	<p data-bbox="1211 217 1727 240">四国中央市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱</p> <p data-bbox="1890 264 2128 336">平成 29 年 2 月 21 日 告示第 10 号</p> <p data-bbox="1182 360 1245 384">（趣旨）</p> <p data-bbox="1149 408 2134 624">第 1 条 この告示は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1182 647 1245 671">（定義）</p> <p data-bbox="1149 695 2134 863">第 2 条 この告示において使用する用語の意義は、法、政令、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 196 号）及び地域支援事業実施要綱（地域支援事業の実施について（平成 18 年 6 月 9 日付け老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知。以下「実施要綱」という。）別紙）において使用する用語の例による。</p> <p data-bbox="1149 887 2134 911">（総合事業の内容）</p> <p data-bbox="1149 935 2134 1007">第 3 条 <b>総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業として行うサービスは、次に掲げるものとする。</b></p> <p data-bbox="1182 1031 1715 1054"><b>(1) 旧指定介護予防サービス等基準に相当するサービス</b></p> <p data-bbox="1216 1078 2134 1246">ア <b>介護予防訪問介護相当サービス（訪問型サービスのうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年 6 月 25 日法律第 83 号）第 5 条に規定する改正前の法（以下「旧法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）</b></p> <p data-bbox="1216 1270 2134 1342">イ <b>介護予防通所介護相当サービス（通所型サービスのうち、旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）</b></p> <p data-bbox="1182 1366 2134 1437"><b>(2) 通所型短時間サービス（旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスのうち、サービス提供時間が 1 時間 30 分以上 3 時間未満のものをいう。以下同じ。）</b></p>

う。)に定める訪問型サービス事業者に係る基準を満たすものをいう。以下同じ。)

(2) 通所型サービス(法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業をいう。以下同じ。)

ア 国の基準による通所型サービス(第 1 号通所事業のうち、省令第 140 条の 63 の 6 第 1 号に該当するものとして旧指定介護予防サービス等基準に定める旧介護予防通所介護に係る基準及び総合事業指定基準告示に定める通所型サービス事業者に係る基準を満たすものをいう。以下同じ。)

イ 通所型短時間サービス(第 1 号通所事業のうち、省令第 140 条の 63 の 6 第 2 号に該当するものとして旧指定介護予防サービス等基準に定める基準において旧介護予防通所介護に係る基準及び総合事業指定基準告示に定める通所型サービス事業者に係る基準を満たすもの(1 時間 30 分以上 3 時間未満で実施するものに限る。)をいう。以下同じ。)

(3) 介護予防ケアマネジメント(法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業をいう。以下同じ。)

2 市長は、総合事業のうち、一般介護予防事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 介護予防把握事業
- (2) 介護予防普及啓発事業
- (3) 地域介護予防活動支援事業
- (4) 一般介護予防事業評価事業
- (5) 地域リハビリテーション活動支援事業  
(対象者)

第 4 条 前条第 1 項に掲げる介護予防・生活支援サービス事業の対象者(以下「居宅要支援被保険者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者(介護予防ケアマネジメント事業にあっては、法第 58 条第 1 項に掲げる指定介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)を受けている者を除く。以下「居宅要支援被保険者」という。)

(2) 市内に住所を有する第 1 号被保険者であって、介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 197 号。以下「基本

(3) ケアマネジメント A(介護予防ケアマネジメントのうち、省令第 140 条の 63 の 6 第 1 号に該当する指定介護予防支援基準の例によるものをいう。)

2 総合事業のうち、一般介護予防事業として行う事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防把握事業
- (2) 介護予防普及啓発事業
- (3) 地域介護予防活動支援事業
- (4) 一般介護予防事業評価事業
- (5) 地域リハビリテーション活動支援事業  
(対象者)

第 4 条 介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、市内に住所を有する者(他の市町村が適用する住所地特例適用被保険者を含む。)であって、次の各号のいずれかに該当する被保険者(以下「居宅要支援被保険者等」という。)とする。

(1) 居宅要支援被保険者(介護予防ケアマネジメントにあっては、指定介護予防支援を受けている者を除く。)

(2) 省令第 140 条の 62 の 4 第 2 号に掲げる第 1 号被保険者(以下「事業対象者」という。)

チェックリスト告示」という。)様式第1の質問項目(以下「基本チェックリスト」という。)に対する回答の結果により、基本チェックリスト告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当するもの(以下「事業対象者」という。)

2 居宅要支援被保険者等は、市が適用する住所地特例被保険者を除き、市内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている他の市町村の住所地特例適用被保険者を含むものとする。

(登録有効期間)

第5条 事業対象者に係る第20条第2項の規定による登録の有効期間(以下「登録有効期間」という。)は、第1号に掲げる期間と第2号に掲げる期間を合算して得た期間とする。

(1) 基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日から当該日の属する月の末日までの期間

(2) 12月

2 基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日が月の初日である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる期間を登録有効期間とする。

3 要支援認定(法第19条第2項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。)を既に受け、かつ、要支援認定の有効期間の満了に当たり、基本チェックリストの実施によって事業対象者となった場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該有効期間の満了の日の翌日から12月を登録有効期間とする

(総合事業の実施方法)

第6条 介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービス及び通所型サービスは、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という。)が行うものとする。

2 介護予防・生活支援サービス事業のうち、介護予防ケアマネジメントは、四国中央市包括支援センター条例(平成19年四国中央市条例第7号)第2条に規定する地域包括支援センターが行うものとする。

3 一般介護予防事業は、市が実施するもののほか、法第115条の47第4項の規定による委託を受けた者が行うものとする。

2 一般介護予防事業の対象者は、市内に住所を有する第1号被保険者及びその支援のための活動に携わる者とする。

(登録有効期間)

第5条 事業対象者に係る第20条第2項の規定による登録の有効期間(以下「登録有効期間」という。)は、第1号に掲げる期間と第2号に掲げる期間を合算して得た期間とする。

(1) 基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日から当該日の属する月の末日までの期間

(2) 12月

2 基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日が月の初日である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる期間を登録有効期間とする。

3 要支援認定\_\_\_\_\_を既に受け、かつ、要支援認定の有効期間の満了に当たり、基本チェックリストの実施によって事業対象者となった場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該有効期間の満了の日の翌日から12月を登録有効期間とする

(総合事業の実施方法)

第6条 介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービス及び通所型サービスは、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という。)が行うものとする。

2 介護予防・生活支援サービス事業のうち、介護予防ケアマネジメントは、四国中央市包括支援センター条例(平成19年四国中央市条例第7号)第2条に規定する地域包括支援センターが行うものとする。

3 一般介護予防事業は、市が実施するもののほか、法第115条の47第4項の規定による委託を受けた者が行うものとする。

(指定の申請)

第7条 指定事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定申請書（様式第1号）により、事業を開始する予定の日の属する月の前々月の末日までに市長に申請しなければならない。

(指定の基準)

第8条 指定事業者の指定に係る基準は、省令第140条の63の6第1号イの定めるところによる。

2 前項に規定する基準を適用する場合における省令第140条の63の6第1号イの規定によりその例によることとされる旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項及び第106条第2項の規定の適用については、これらの規定中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

3 第1項に規定する基準を適用する場合における総合事業指定基準告示に定める基準の趣旨及び内容は、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和3年3月19日付け老認発0319第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）の例によるものとする。

(指定の拒否)

第9条 市長は、指定事業者の指定について、当該事業者が前条に規定する基準を満たした場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定をしないことができる。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が前条に規定する基準に従って適正な運営をすることができないと認められるとき。
- (3) 申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が法その他政令第35条の2に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行

(指定の申請)

第7条 指定事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、**省令第140条の63の5第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式により、事業を開始する予定の日の属する月の前々月の末日までに市長に申請しなければならない。**

(指定の基準)

第8条 指定事業者の指定に係る基準は、**次の各号のサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。**

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス 介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号）（以下「指定基準告示」の例によること。
- (2) 通所型短時間サービス 次のいずれの要件も満たすものであること。
  - ア 指定基準告示の例によること。
  - イ サービス提供時間が1時間30分以上3時間未満であること。

2 前項各号に規定する基準を適用する場合における**指定基準告示第38条第2項及び第60条第2項**の規定の適用については、これらの規定中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

3 第1項に規定する基準を適用する場合における総合事業指定基準告示に定める基準の趣旨及び内容は、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和3年3月19日付け老認発0319第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）の例によるものとする。

(指定の拒否)

第9条 市長は、指定事業者の指定について、当該事業者が前条に規定する基準を満たした場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定をしないことができる。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が前条に規定する基準に従って適正な運営をすることができないと認められるとき。
- (3) 申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が法その他政令第35条の2に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行

を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- (5) 申請者が労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が法第7条第9項に規定する社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定により滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者が法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (8) 法第70条第2項第6号の3に規定する申請者と密接な関係を有する者が法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- (9) 申請者が法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第12条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 申請者が法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第12条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 第9号に規定する期間内に第12条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相

を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- (5) 申請者が労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が法第7条第9項に規定する社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定により滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者が法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (8) 法第70条第2項第6号の3に規定する申請者と密接な関係を有する者が法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- (9) 申請者が法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第12条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 申請者が法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第12条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 第9号に規定する期間内に第12条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相

当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(12) 申請者が指定の申請前5年以内に法第8条第1項に規定する居宅サービス事業又は法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(13) 申請者の役員等のうちに第3号から第7号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(指定の期間)

第10条 指定事業者に係る省令第140条の63の7に規定する市が定める期間は、6年とする。

(指定の更新)

第11条 法第115条の45の6第1項の規定により指定事業者の更新を受けようとする者は、指定更新申請書(様式第2号)により、現に受けている指定の有効期間の満了する日の属する月の前々月の末日までに市長に申請しなければならない。

2 第8条から前条までの規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。

(変更等の届出)

第12条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第8号、第12号、第14号及び第15号に掲げる事項に変更があった場合は、変更届出書(様式第3号)により、休止した指定に係る事業を再開した場合は、再開届出書(様式第4号)により、当該変更があった日又は再開した日の翌日から起算して10日が経過する日までに市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとする場合は、当該事業を廃止し、又は休止しようとする日の1月前までに廃止・休止届出書(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第13条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止するときは、市長が別に定める書類により、当該指定事業者に通知するものとする。

(訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の額)

当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(12) 申請者が指定の申請前5年以内に法第8条第1項に規定する居宅サービス事業又は法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(13) 申請者の役員等のうちに第3号から第7号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(指定の期間)

第10条 指定事業者に係る省令第140条の63の7に規定する市が定める期間は、6年とする。

(指定の更新)

第11条 法第115条の45の6第1項の規定により指定事業者の更新を受けようとする者は、**省令第140条の63の5第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式により**、現に受けている指定の有効期間の満了する日の属する月の前々月の末日までに市長に申請しなければならない。

2 第8条から前条までの規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。

(変更等の届出)

第12条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第8号、第12号、第14号及び第15号に掲げる事項に**変更があった場合又は休止した指定に係る事業を再開した場合は、省令第140条の62の3第2項第3項に規定する厚生労働大臣が定める様式により**、当該変更があった日又は再開した日の翌日から起算して10日が経過する日までに市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとする場合は、当該事業を廃止し、又は休止しようとする日の1月前までに**省令第140条の62の3第2項第3項に規定する厚生労働大臣が定める様式により**、市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第13条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止するときは、市長が別に定める書類により、当該指定事業者に通知するものとする。

(訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の額)

第 14 条 訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 国の基準による訪問型サービス及び国の基準による通所型サービス 介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 72 号。以下「費用算定基準告示」という。）により算定した額（費用算定基準告示別表単位数表 1 訪問型サービス費の項ニからトまで並びに同表 2 通所型サービス費の項イ(3)及び(4)に定める単位数を除く。）。この場合において、費用算定基準告示別表単位数表中「事業対象者又は要支援状態区分が 2 である者」とあるのは「要支援状態区分が 2 である者」と、同別表単位数表 2 の項中「事業対象者・要支援 2（1 月につき）」とあるのは「要支援 2（1 月につき）」と読み替えるものとする。

(2) 通所型短時間サービス 費用算定基準告示の例により算定した額（費用算定基準告示別表単位数表 2 通所型サービス費の項イ通所型サービス費の算定にあつては、別表に規定する単位数により算定した額）。この場合において、費用算定基準告示中「通所型サービス」とあるのは、「短時間通所型サービス」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する費用の額を算定する場合における実施上留意すべき事項は、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和 3 年 3 月 19 日付け老認発 0319 第 3 号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）の例によるものとする。

（第 1 号事業支給費の支給）

第 15 条 市長は、居宅要支援被保険者等が訪問型サービス又は通所型サービスを利用したときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、第 1 号事業支給費（法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する第 1 号事業支給費をいう。以下同じ。）を支給する。

2 第 1 号事業支給費の額は、前条の規定により算定した費用の額の 100 分の 90 に相当する額とする。ただし、居宅要支援被保険者等が法第 59 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者であるときは、100 分の 80 に相当する額と、同条第 2 項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者であるときは 100 分の 70 に相当する額とする。

3 災害その他の特別の事情があることにより、居宅要支援被保険者等が訪問型サービス又は通所型サー

第 14 条 訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス 介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 72 号。以下「費用算定基準告示」という。）により算定した額。 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(2) 通所型短時間サービス 別表に規定する単位数により算定した額。

2 前項に規定する費用の額を算定する場合における実施上留意すべき事項は、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和 3 年 3 月 19 日付け老認発 0319 第 3 号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）の例によるものとする。

（第 1 号事業支給費の支給）

第 15 条 市長は、居宅要支援被保険者等（他の市町村が適用する住所地特例適用被保険者を除く。以下、この条において同じ。）が訪問型サービス又は通所型サービスを利用したときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、第 1 号事業支給費 \_\_\_\_\_ を支給する。

2 第 1 号事業支給費の額は、前条の規定により算定した費用の額の 100 分の 90 に相当する額とする。ただし、居宅要支援被保険者等が法第 59 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者であるときは、100 分の 80 に相当する額と、同条第 2 項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者であるときは 100 分の 70 に相当する額とする。

3 災害その他の特別の事情があることにより、居宅要支援被保険者等が訪問型サービス又は通所型サー

ビスに必要な費用を負担することが困難であると市長が認める場合における前項の規定の適用については、同項中「100 分の 90」とあるのは「100 分の 90 から 100 分の 100 までの範囲内の割合」と、「100 分の 80」とあるのは「100 分の 80 から 100 分の 100 までの範囲内の割合」と、「100 分の 70」とあるのは「100 分の 70 から 100 分の 100 までの範囲内の割合」とすることができる。

4 市長は、第 1 号事業支給費の審査及び支払に関する事務を法第 115 条の 45 の 3 第 6 項の規定により愛媛県国民健康保険団体連合会に委託して行うことができる。

5 市長は、前項の規定による委託を行う場合において、居宅要支援被保険者等が訪問型サービス又は通所型サービスを利用したときは、当該居宅要支援被保険者等が当該指定事業者を支払うべき当該事業に要した費用について、第 1 号事業支給費として当該居宅要支援被保険者等に支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者等に代わり、当該指定事業者を支払うものとする。

6 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者等に対し第 1 号事業支給費の支給があったものとみなす。

(高額介護予防サービス費相当事業等)

第 16 条 市長は、実施要綱別記 1 第 2 の 1 の (1) ア (コ) に規定する高額介護予防サービス費相当事業及び同ア (サ) に規定する高額医療合算介護予防サービス費相当事業 (次項において「高額介護予防サービス費相当事業等」という。) を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費相当事業等に係る支給要件、支給額その他の必要な事項については、政令第 29 条の 2 の 2 及び第 29 条の 3 の規定を準用する。

(支給限度額)

第 17 条 居宅要支援被保険者が訪問型サービス又は通所型サービスを利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額 (平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 33 号。以下「区分支給限度基準額」という。) 第 2 号の規定により算定した額とする。

2 事業対象者が訪問型サービス又は通所型サービスを利用する場合の支給限度額は、区分支給限度基準額第 2 号イの規定により算定した額に相当する額とする。

(利用料等)

第 18 条 介護予防・生活支援サービス事業の利用料は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞ

ビスに必要な費用を負担することが困難であると市長が認める場合における前項の規定の適用については、同項中「100 分の 90」とあるのは「100 分の 90 から 100 分の 100 までの範囲内の割合」と、「100 分の 80」とあるのは「100 分の 80 から 100 分の 100 までの範囲内の割合」と、「100 分の 70」とあるのは「100 分の 70 から 100 分の 100 までの範囲内の割合」とすることができる。

4 市長は、第 1 号事業支給費の審査及び支払に関する事務を法第 115 条の 45 の 3 第 6 項の規定により愛媛県国民健康保険団体連合会に委託して行うことができる。

5 市長は、前項の規定による委託を行う場合において、居宅要支援被保険者等が訪問型サービス又は通所型サービスを利用したときは、当該居宅要支援被保険者等が当該指定事業者を支払うべき当該事業に要した費用について、第 1 号事業支給費として当該居宅要支援被保険者等に支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者等に代わり、当該指定事業者を支払うものとする。

6 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者等に対し第 1 号事業支給費の支給があったものとみなす。

(高額介護予防サービス費相当事業等)

第 16 条 市長は、実施要綱別記 1 第 2 の 1 の (1) ア (コ) に規定する高額介護予防サービス費相当事業及び同ア (サ) に規定する高額医療合算介護予防サービス費相当事業 (次項において「高額介護予防サービス費相当事業等」という。) を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費相当事業等に係る支給要件、支給額その他の必要な事項については、政令第 29 条の 2 の 2 及び第 29 条の 3 の規定を準用する。

(支給限度額)

第 17 条 居宅要支援被保険者が訪問型サービス又は通所型サービスを利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額 (平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 33 号。以下「区分支給限度基準額」という。) 第 2 号の規定により算定した額とする。

2 事業対象者が訪問型サービス又は通所型サービスを利用する場合の支給限度額は、区分支給限度基準額第 2 号イの規定により算定した額に相当する額とする。

(利用料等)

第 18 条 介護予防・生活支援サービス事業の利用料は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞ

れ当該各号に定める額とする。

(1) 訪問型サービス及び通所型サービス 第 14 条に規定する費用の額から第 15 条第 2 項に規定する第 1 号事業支給費の額を控除して得た額

(2) 介護予防ケアマネジメント 無料

2 指定事業者は、前項第 1 号に規定する利用料のほか、省令第 140 条の 63 の 5 第 1 項第 8 号に規定する運営規程の定めるところにより、訪問型サービス又は通所型サービスの実施に係る食費、原材料費等の実費相当額を居宅要支援被保険者等に請求することができる。

(介護予防・生活支援サービス事業の利用手続)

第 19 条 居宅要支援被保険者は、介護予防・生活支援サービス事業を利用しようとするときは、四国中央市介護保険条例施行規則（平成 16 年四国中央市規則第 111 号）第 21 条の介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を被保険者証に記載するものとする。

3 市長は、前項の規定による記載をする場合において、既に省令第 95 条の 2 第 2 項の規定による記載がなされているときは、第 1 項の規定による届出があったものとみなす。

第 20 条 事業対象者は、介護予防・生活支援サービス事業を利用しようとする場合は、介護予防・生活支援サービス事業対象者登録（更新）申請書（様式第 6 号）に介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第 7 号）を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、告示に該当すると認めるときは、市長が別に定める被保険者台帳に当該事業対象者を登録し、その旨を被保険者証に記載するものとする。

(指導及び監査)

第 21 条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者及び第 6 条第 3 項の委託を受けた者に対し、指導及び監査を行うものとする。

(その他)

第 22 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項及び附則第 5 項の規定は、告

れ当該各号に定める額とする。

(1) 訪問型サービス及び通所型サービス 第 14 条に規定する費用の額から第 15 条第 2 項に規定する第 1 号事業支給費の額を控除して得た額

(2) 介護予防ケアマネジメント 無料

2 指定事業者は、前項第 1 号に規定する利用料のほか、省令第 140 条の 63 の 5 第 1 項第 8 号に規定する運営規程の定めるところにより、訪問型サービス又は通所型サービスの実施に係る食費、原材料費等の実費相当額を居宅要支援被保険者等に請求することができる。

(介護予防・生活支援サービス事業の利用手続)

第 19 条 居宅要支援被保険者は、介護予防・生活支援サービス事業を利用しようとするときは、四国中央市介護保険条例施行規則（平成 16 年四国中央市規則第 111 号）第 21 条の介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を被保険者証に記載するものとする。

3 市長は、前項の規定による記載をする場合において、既に省令第 95 条の 2 第 2 項の規定による記載がなされているときは、第 1 項の規定による届出があったものとみなす。

第 20 条 事業対象者は、介護予防・生活支援サービス事業を利用しようとする場合は、介護予防・生活支援サービス事業対象者登録（更新）申請書（様式第 1 号）に介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第 2 号）を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、告示に該当すると認めるときは、市長が別に定める被保険者台帳に当該事業対象者を登録し、その旨を被保険者証に記載するものとする。

(指導及び監査)

第 21 条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者及び第 6 条第 3 項の委託を受けた者に対し、指導及び監査を行うものとする。

(その他)

第 22 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項及び附則第 5 項の規定は、告

示の日から施行する。

(四国中央市介護予防事業実施要綱の廃止)

2 四国中央市介護予防事業実施要綱(平成 23 年四国中央市告示第 190 号)は、廃止する。

(四国中央市介護予防事業実施要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに前項の規定による廃止前の四国中央市介護予防事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(施行日前の届出等)

4 施行日以後に指定事業者の指定を受けようとする者は、同日前においても、第7条の規定の例により、申請をすることができる。

5 施行日以後に介護予防・生活支援サービス事業を利用しようとする者は、同日前においても、第19条第1項の規定の例により、届出をすることができる。

(居宅要支援被保険者に係る経過措置)

6 第4条第1項第1号の規定にかかわらず、施行日の前日において居宅要支援被保険者である者は、当該要支援認定に係る有効期間の終了した日の翌日から介護予防・生活支援サービス事業の対象者とする。

附 則(平成 29 年 12 月 28 日告示第 159 号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式第1号に規定する申請書は、この告示による改正後の様式第1号に規定する申請書とみなす。

附 則(平成 30 年5月 22 日告示第 89 号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式第5号に規定する届出書は、この告示による改正後の様式第5号に規定する届出書とみなす。

示の日から施行する。

(四国中央市介護予防事業実施要綱の廃止)

2 四国中央市介護予防事業実施要綱(平成 23 年四国中央市告示第 190 号)は、廃止する。

(四国中央市介護予防事業実施要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに前項の規定による廃止前の四国中央市介護予防事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(施行日前の届出等)

4 施行日以後に指定事業者の指定を受けようとする者は、同日前においても、第7条の規定の例により、申請をすることができる。

5 施行日以後に介護予防・生活支援サービス事業を利用しようとする者は、同日前においても、第19条第1項の規定の例により、届出をすることができる。

(居宅要支援被保険者に係る経過措置)

6 第4条第1項第1号の規定にかかわらず、施行日の前日において居宅要支援被保険者である者は、当該要支援認定に係る有効期間の終了した日の翌日から介護予防・生活支援サービス事業の対象者とする。

附 則(平成 29 年 12 月 28 日告示第 159 号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式第1号に規定する申請書は、この告示による改正後の様式第1号に規定する申請書とみなす。

附 則(平成 30 年5月 22 日告示第 89 号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式第5号に規定する届出書は、この告示による改正後の様式第5号に規定する届出書とみなす。

附 則（平成 30 年 7 月 31 日告示第 113 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 6 条第 2 項及び第 18 条の改正規定 告示の日

(2) 第 8 条、様式第 1 号及び様式第 2 号の改正規定 平成 30 年 10 月 1 日

（経過措置）

2 前項第 2 号に規定する改正規定の施行の日の前日までに提出されたこの告示による改正前の様式第 1 号及び様式第 2 号に規定する申請書及び届出書は、この告示による改正後の様式第 1 号及び様式第 2 号に規定する申請書及び届出書とみなす。

附 則（令和元年 9 月 30 日告示第 78 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の別表の規定は、この告示の施行の日以後に利用する通所型短時間サービスについて適用し、同日前に利用した通所型短時間サービスについては、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日告示第 45 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の四国中央市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に利用する介護予防・生活支援サービス事業について適用し、同日前に利用した介護予防・生活支援サービス事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 9 月 29 日告示第 156 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この告示の施行の際、現にあるこの告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用

附 則（平成 30 年 7 月 31 日告示第 113 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 6 条第 2 項及び第 18 条の改正規定 告示の日

(2) 第 8 条、様式第 1 号及び様式第 2 号の改正規定 平成 30 年 10 月 1 日

（経過措置）

2 前項第 2 号に規定する改正規定の施行の日の前日までに提出されたこの告示による改正前の様式第 1 号及び様式第 2 号に規定する申請書及び届出書は、この告示による改正後の様式第 1 号及び様式第 2 号に規定する申請書及び届出書とみなす。

附 則（令和元年 9 月 30 日告示第 78 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の別表の規定は、この告示の施行の日以後に利用する通所型短時間サービスについて適用し、同日前に利用した通所型短時間サービスについては、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日告示第 45 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の四国中央市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に利用する介護予防・生活支援サービス事業について適用し、同日前に利用した介護予防・生活支援サービス事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 9 月 29 日告示第 156 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この告示の施行の際、現にあるこの告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用

されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際、旧様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年9月 29 日告示第 169 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年 10 月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに提出されたこの告示による改正前の様式第5号に規定する届出書は、この告示による改正後の様式第5号に規定する届出書とみなす。

附 則（令和5年3月 30 日告示第 34 号）

（施行規則）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに提出されたこの告示による改正前の様式第1号から様式第5号までに規定する申請書又は届出書は、この告示による改正後の様式第1号から様式第7号までに規定する申請書又は届出書とみなす。

様式第1号 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定申請書

付表1 訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項

付表2 通所型サービス事業所の指定に係る記載事項

様式第2号 指定更新申請書

されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際、旧様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年9月 29 日告示第 169 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年 10 月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに提出されたこの告示による改正前の様式第5号に規定する届出書は、この告示による改正後の様式第5号に規定する届出書とみなす。

附 則（令和5年3月 30 日告示第 34 号）

（施行規則）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに提出されたこの告示による改正前の様式第1号から様式第5号までに規定する申請書又は届出書は、この告示による改正後の様式第1号から様式第7号までに規定する申請書又は届出書とみなす。

附 則（令和 年 月 日告示第 ）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の四国中央市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に利用する介護予防・生活支援サービス事業について適用し、同日前に利用した介護予防・生活支援サービス事業については、なお従前の例による。

様式第1号—介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定申請書

付表1—訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項

付表2—通所型サービス事業所の指定に係る記載事項

様式第2号—指定更新申請書

様式第3号 変更届出書

様式第4号 再開届出書

様式第5号 廃止・休止届出書

様式第6号 介護予防・生活支援サービス事業対象者登録（更新）申請書

様式第7号 介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

~~様式第3号 変更届出書~~

~~様式第4号 再開届出書~~

~~様式第5号 廃止・休止届出書~~

~~様式第1号 介護予防・生活支援サービス事業対象者登録（更新）申請書~~

~~様式第2号 介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書~~

別表（第14条関係）

通所型短時間サービスに要する費用の額の算定に関する基準

事業費の区分	対象者	単位数
通所型短時間サービス費	要支援1及び事業対象者	1月当たり 1,338 単位
	要支援2	1月当たり 2,742 単位

備考

- 単位数表の具体的な算定は、費用算定基準告示2通所型サービス費の部イ通所型サービス費の項注2から5までの規定を準用する。この場合において、費用算定基準告示の規定中「通所型サービス費」とあるのは、「短時間通所型サービス費」と読み替えるものとする。
- 利用者が一の指定通所型短時間サービス事業所において通所型短時間サービスを受けている間は、当該指定通所型短時間サービス事業所以外の指定通所型短時間サービス事業所が通所型短時間サービスを行った場合に、通所型短時間サービス費は、算定しない

別表（第14条関係）

通所型短時間サービスに要する費用の額の算定に関する基準

サービス費区分	算定類型	対象者	単位数
通所型短時間サービス費	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者及び要支援1	1月当たり 1,438 単位
		事業対象者及び要支援2	1月当たり 2,897 単位
	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者及び要支援1	1回当たり 349 単位
		事業対象者及び要支援2	1回当たり 358 単位

備考

- 単位数表の具体的な算定は、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「費用算定基準告示」という。）2通所型サービス費イ及びロの注1から10までの規定を準用する。この場合において、「指定相当通所型サービス」とあるのは「指定通所型短時間サービス」と、「指定相当通所型サービス事業所」とあるのは「指定通所型短時間サービス事業所」と読み替えるものとする。
- 上記単位数に係る加算の算定は、費用算定基準告示八からヨまでの規定の例による。この場合において、「指定相当通所型サービス事業所」とあるのは「指定通所型短時間サービス事業所」と読み替えるものとする。
- 利用者が一の指定通所型短時間サービス事業所において通所型短時間サービスを受けている間は、他の指定事業所が行う通所型サービス費及び通所型短時間サービス費は、算定しない